

奈良県公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第六十八号

奈良県公有財産規則の一部を改正する規則

奈良県公有財産規則（昭和三十九年五月奈良県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「教育長」を「教育次長」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。